

## 川崎市税務担当部長会議運営要綱

### (目的及び設置)

第1条 川崎市における税務行政の公平性と統一性を維持し、税務事務の適正かつ円滑な運営を図るため、各市税務所相互の情報交換、連絡調整等を行う税務担当部長会議（以下「会議」という。）を置く。

### (構成)

第2条 会議は、税務部長、市税事務所長及び税制課長をもって構成する。

### (会議)

第3条 会議は税務部長が主宰する。

2 税務部長に事故があるときは、税務部長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

3 会議は、1月、4月、8月、及び11月に開催する。ただし、特別の事情があるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。

4 税務部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

### (協議事項)

第4条 会議は、税務事務に関して、情報交換及び連絡調整を図るほか、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 税務施策の基本方針に関すること。
- (2) 税務施策の実施計画に関すること。
- (3) その他協議を必要とする事項に関すること。

### (議題の提出)

第5条 市税事務所長は、会議に提出しようとする議題があるときは、あらかじめ資料を添えて税務部長に送付するものとする。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、税務部税制課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、税務部長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成7年4月17日から施行する。

附 則 一部改正（平成9年4月3日川財税第2号）抄

- 1 この要領は、平成9年4月1日から適用する。

附 則 一部改正（平成9年12月26日川財税第482号）

附 則 一部改正（平成17年3月31日川財税第1156号）抄

### (施行期日)

1 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** 一部改正（平成 18 年 3 月 31 日川財税第 1337 号）抄  
（施行期日）

1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** 一部改正（平成 23 年 10 月 24 日川財税第 904 号）抄  
（施行期日）

1 この要領は、川崎市市税事務所条例（平成 23 年川崎市条例第 17 号）施行  
の日から施行する。